

安芸高田市総合計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

安芸高田市総合計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、「安芸高田市総合計画」が 2024 年度をもって計画期間が終了することを受けて、2025 年度以降を計画期間とした「安芸高田市総合計画」を策定することを目的とする。

本業務における総合計画とは、基本構想と基本計画を指すものとする。まず、基本構想については、人口推計や財政推計等のデータから導かれる 20 年後の市の状況を基に、市のキャッチフレーズ「百万一心、未来へつなぐ安芸高田市」を踏まえた市の将来像を示すものとする。次に、基本計画では、2025 年度から 2028 年度までに実施する施策の方向性を示すものとする。

3. 委託期間

契約締結の日の翌日から 2025 年 9 月 30 日まで

4. 業務の概要

(1) 2024 年度事業

ア 基礎調査及び現計画検証

(ア) 基礎調査

人口推計、財政推計等の基礎的なデータの収集及び分析を行うとともに、本市の特性、強み、弱み等を分析するなど、計画策定の基礎となる調査分析を行い、報告書を作成する。

(イ) 現計画の検証

第 2 次総合計画の進捗状況の確認及び課題抽出・分析する。

イ 市民意見の反映

計画策定の基礎調査として、アンケート調査及びグループインタビュー等を実施し、定量的及び定性的に市民意見を収集し、報告書としてとりまとめるとともに総合計画に反映する。

ウ 安芸高田市総合計画審議会及び庁内検討会議の運営支援

審議会（3 回程度）、検討会議（3 回程度）について、会議資料及び議事録の作成、会議運営に関する提案など、運営に関して必要な支援を行う。

エ 基本構想案の作成

基礎調査の結果等を踏まえ、基本構想素案を作成し、審議会等での協議・調整を踏まえて基本構想案を作成する。

オ パブリック・コメントの実施支援

基本構想素案についてパブリック・コメントを実施する際に、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(2) 2025 年度事業

ア 基本計画案の作成

基礎調査及び基本構想を踏まえ、基本計画素案を作成し、審議会等での協議・調整を踏まえて基本計画案を作成する。

計画の策定に当たっては、モニタリングしやすい指標の設定を行うなど、見直しが容易にできるような工夫を行うこと。

イ パブリック・コメントの実施支援

基本計画素案についてパブリック・コメントを実施する際に、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

ウ 概要版の原稿作成

確定した基本構想及び基本計画を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすくとりまとめる。

エ 安芸高田市総合計画審議会及び庁内検討会議の運営支援

審議会（3 回程度）、検討会議（3 回程度）について、会議資料及び議事録の作成、会議運営に関する提案など、運営に関して必要な支援を行う。

オ 計画書及び概要版の印刷製本

基本構想・基本計画及び概要版の電子データの作成を行うとともに、印刷製本を行う。

5. 成果品

(1) 計画書

500 部（A4 判、120 頁程度、4 色刷り ※デザイン含む）

(2) 計画書概要版

500 部（A4 判、12 頁程度、4 色刷り ※デザイン含む）

(3) 本業務関連の電子データ一式

6. その他

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了後においても、同様とする。
- (3) 受託者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。
- (4) 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。